

「簡単に儲かる」 「安定して稼げる」

などのフレーズには要注意！

～あやしいアルバイトや副業など～

事例

- インターネットで、「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手の男性から相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になった。5,000円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーでサイトに支払い、「これで最後だ」と言われた。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙されたと気がついた。
(10歳代 女性)



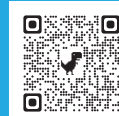
！ひとこと助言

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告や SNS の情報等をきっかけに簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。
- 友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。また、友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- 断りたくて「お金がない」と言っても、サラ金でローンを組み、契約金をつくるよう強要されるケースが増えています。勧誘されてもすぐに契約せず、一旦冷静になり、信頼できる人に相談したり、消費生活センターに連絡したりすることで契約内容を見直しましょう。断る際は「契約しない!」とはっきり言いましょう。

このチラシは令和4年度「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として北海道消費者被害防止ネットワークが作成しています。

作成：北海道立消費生活センター（北海道消費者被害防止ネットワーク事務局）

協力：北海道警察本部、札幌市消費者センター、(公社)札幌消費者協会、(一社)北海道消費者協会



若者に急増中！ 定期購入トラブルに注意！

事例

- 無料動画サイトに出てきた「除毛クリームが980円」の広告を見てネット注文。支払はコンビニの後払い決済を選んだ。1回限りの注文のつもりだったが、販売店についての口コミを見て、定期購入だったと気付いた。最低5回の受け取りが条件となっており、支払総額は約5万円とわかった。未成年のため5回分は高すぎて支払えない。(10歳代 男性)



！ひとこと助言

- 1回だけのつもりで申し込んだ健康食品や化粧品等が、「定期購入」になっていたという相談が年代を問わず多数寄せられています。「解約のため何度も電話したが、通話中でつながらない」等の事例も見られます。
- 通信販売の広告を見る際は、商品のイメージや価格だけでなく、契約条件や解約についてもよく確認することが大切です。
- インターネットの通信販売では、「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています。令和4年6月1日からの改正特定商取引法の施行に伴い、事業者は、**次の6点について**申込みの「最終確認画面」に、購入者が簡単に確認できるよう表示することになりました。必ず内容確認し、スクリーンショット等で残しておきましょう。

最終確認画面で
確認すること！

- ①分量
- ②販売価格
- ③支払いの時期・方法
- ④引渡・提供時期
- ⑤申込みの撤回、解除に関すること
- ⑥申込期間（期限のある場合）

不安な時は、迷わず相談を！

■消費者ホットライン

☎188

■警察相談電話

☎#9110

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
相談専用電話 ☎050-7505-0999

～18歳から大人～
若年消費者の
ための特設ページ

若年者のための消費生活サポート情報

発行：北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」